

令和8年度 神奈川県認知症介護指導者養成研修 介護保険施設・事業者推薦の募集について

1 研修の目的

神奈川県内において、高齢者の介護実務者及び指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する実践的研修を実施することにより、認知症介護の質の向上や地域支援の連携体制の構築、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図るための指導的役割を担う「神奈川県認知症介護指導者」（以下「認知症介護指導者」）を養成することを目的とします。

2 認知症介護指導者の役割

認知症介護指導者及びその所属する施設・事業所の開設法人代表者は、本研修の目的にかんがみ、次の事項について同意・協力することが応募の前提となります。

- (1) 認知症介護指導者は、県が実施する認知症介護関係の研修の企画・立案への参画及び講師として従事すること。
- (2) 認知症介護指導者は、介護保険事業者や地域包括支援センター、市町村からの相談等に対するアドバイザー役となるとともに、認知症支援関係機関間の連携づくりに協力すること。
- (3) 認知症介護指導者は、県が行うその他認知症介護に関する取組みに対し協力をすること。
- (4) 認知症介護指導者の所属する施設・事業所の開設法人代表者は、(1)から(3)に掲げる認知症介護指導者の活動を支援すること。

3 研修実施主体

本研修は、社会福祉法人浴風会 認知症介護研究・研修東京センター（以下「研修実施法人」）が実施主体として行うものとします。県は介護保険事業者から受講候補者としての推薦を受け、県が定める基準に基づき審査を行った上で、介護保険施設・事業者からの推薦者として研修受講を認め、研修実施法人に必要書類を送付します。

※ 研修実施法人においても、認知症介護指導者養成研修対象者の選抜考査を行います。

4 県介護保険施設・事業者推薦対象者

県が研修受講を認める者は、以下の要件をすべて満たし、神奈川県内（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の施設・事業所に現に所属し、当該施設・事業所の開設法人代表者が適当と認め、推薦した者とします。

※横浜市、川崎市、相模原市の施設・事業所については、各自治体にお問い合わせください。

- (1) 認知症介護実践リーダー研修修了者であること。
- (2) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士または精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者。
- (3) 以下のいずれかに該当する者で、おおむね5年以上の介護実務経験を有する者。
 - ① 介護保険事業所等で現に介護業務に従事している者。
 - ② 民間企業で認知症介護の教育に携わる者。
 - ③ 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者。
- (4) 認知症介護実践研修等事業の企画・立案に参画し、又は講師として従事することを推薦者が認めている者。
- (5) 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者。
- (6) 「2 認知症介護指導者の役割」を遵守できる者。

(7) 研修の全日程を受講でき、受講の取り下げを行わないと誓約できる者。

5 募集する研修の日程及び場所

「令和8年度 認知症介護研究・研修東京センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」のとおり。

6 推薦定員

若干名

7 提出書類

申込みの際は、次の書類をすべて提出してください。

- (1) 別添の研修実施主体が定める受講申込書、推薦書、実践事例報告用紙等
- (2) 認知症介護実践リーダー研修の修了証書の写し
- (3) 誓約書（別紙1）
- (4) 承諾書（別紙2）
- (5) 推薦理由書（別紙3）

8 申込み方法

本研修を受講しようとする者は、「7 提出書類」のすべてを申込締切日までに、神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課に持参または郵送（必着）により提出してください。ただし、介護保険事業者のうち地域密着型サービス事業者の長の推薦する者にあつては、施設・事業所所在地の市町村担当課を経由して提出してください。

【提出先】〒231-8588 神奈川県横浜市中区日本大通1
神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課 高齢福祉グループ
電話 (045) 210 - 1111 (内線4846)

【申込締切】令和8年4月6日（月） ※必着

9 研修費用

「令和8年度 認知症介護研究・研修東京センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」のとおり。研修に係る受講料及びその他費用は受講者負担とします。

10 審査結果

県が受講候補者として推薦する者を決定し、審査結果を受講希望者の所属する施設・事業所の開設法人代表者宛に送付します。

11 その他

- (1) 申込書に不実や虚偽の記載があつた場合は、受講を認める者とした決定を取り消すとともに、次年度以降の本研修の募集資格を喪失したものと取り扱います。
- (2) 県が研修受講を認めた者のうち、研修を全日程修了できなかった者又は研修受講を取り下げた者は、次年度以降の本研修の募集資格を喪失したものと取り扱います。
- (3) 研修の詳細については、別添「令和8年度 認知症介護研究・研修東京センター 認知症介護指導者養成研修受講者募集要項」をご覧ください。